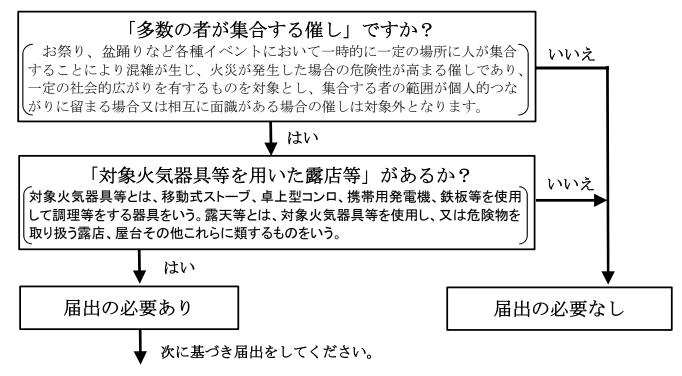
条例第45条第1項第6号の露店等開設に伴う届出判断フロー



露店等の開設届出書(第11号の2)に、露天等の開設場所がわかる案内図及び配置図、消火器の設置場所を示す略図を添付して催しを行う日の3日前までに管轄する消防署(分署)に届出てください。また、下記事項に注意し実施してください。

注 意 事 項

	チェック項目	チェック欄			
○ガ	ソリンの取り扱い				
1	ガソリンは、金属製容器で貯蔵するとともに、高温となる場所や直射日光の当たる場所を避け通気性の良い場所で保管してください。				
2	容器は、火気や火花を発する機械器具などの近くに置かないでください。				
3	容器の蓋を開けるときは、エアー抜きをしてから開けてください。				
4	ガソリンを取り扱っている周囲で火気や火花を発する機械器具などを使用しないでくださ				
5	くわえタバコでの給油はしないでください。				
○発	電機の取り扱い				
1	燃料の給油をするときはエンジンを停止し、安全な場所で行ってください。				
2	燃料の残量を確認するときは、ライターなどの裸火を使用しないでください。				
3	火気から離れ、避難の支障とならない場所で使用してください。				
○ガ	スコンロの取り扱い				
1	不燃性の台上で使用してください。				
2	ガスコンロの上方1m以内、周囲15cm以内に可燃物を置かないでください。				
3	ひび割れし、劣化したホースを使用しないでください。				
4	ホースの接続は、確実に行ってください。				
5	ガスボンベは、高温となる場所や直射日光の当たる場所を避け、通気性の良い場所に置い				
○ そ	てください。 の他				
		l l			
1	火気や火花を発する機械器具を取り扱うときは、消火器を準備してください。				

【問合せ先】

本 署 53-1908 小糸分署 32-3101 上総分署 27-3184 松丘分署 50-7799

届出書の記載例

第11号の2様式(第5条第1項第6号)

露店等の開設届出書

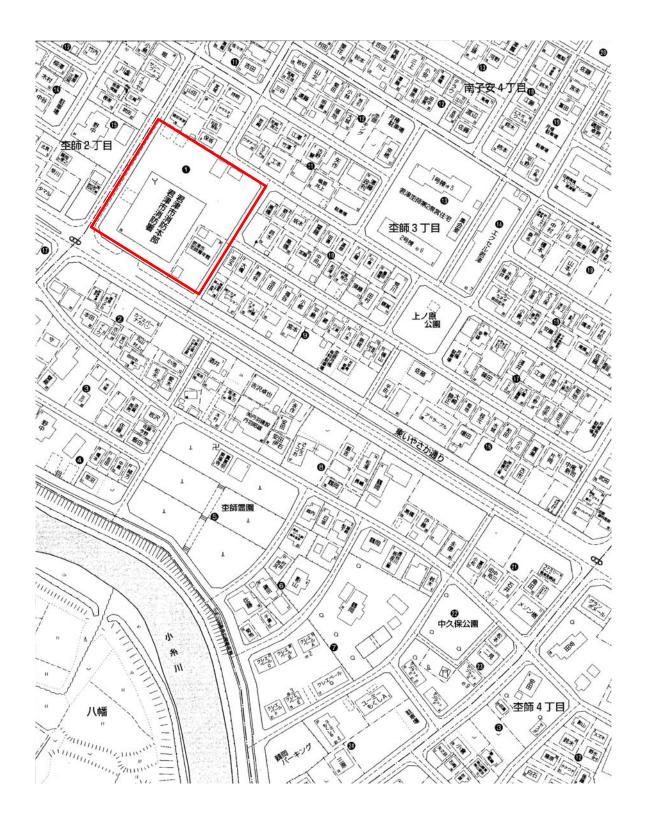
			平成26年11月1日	
君津市消防長	様			
		届出者	電話00-0000番	
		住 所	君津市杢師3-1-25	
		氏 名	君津 太郎 印	
開 設 期 間	自 平成26年6月20日	営業時間	開始 9時00分	
M	至 平成26年6月20日	呂 耒 吋 间	終了 20時00分	
88 30 18 3C	君津市杢師3-1-25			
開設場所	君津市消防本部駐車場			
催しの名称	沙片 夕 か	消火器の	E ★·	
	消防祭り	設置本数	5 本	
開設店数	5 店			
現場責任者氏名	消防 花子		電話 00-0000番	
*	受 付 欄	>	※ 経 過 欄	

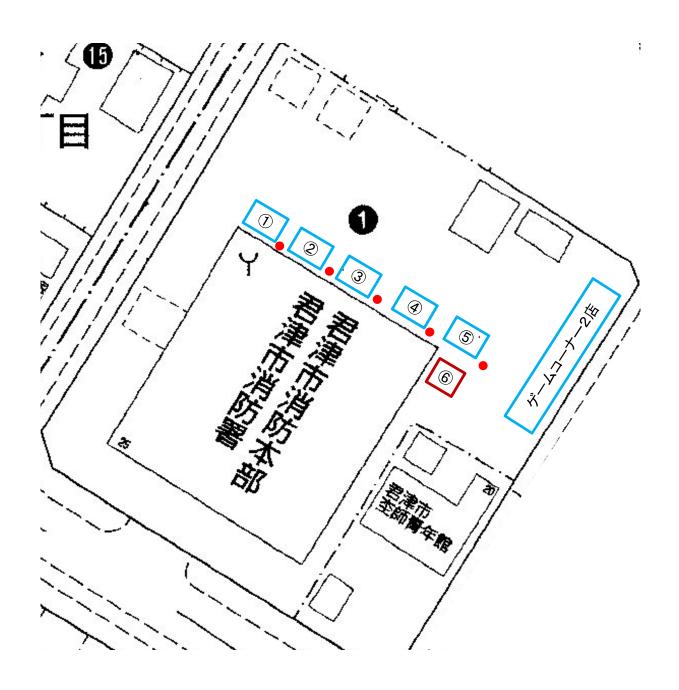
備考

- 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

添付書類の例

〇開設場所 (案内図)





- ① 焼きそば:焼き器・燃料はLPG ② 焼き鳥:焼き器・燃料は炭
- ③ たこ焼き:焼き器・燃料はLPG
- ④ わたあめ
- ⑤ 金魚すくい
- ⑥ 夜間照明用の携帯用発電器:燃料ガソリン(補給用タンク20リットル(スチール製))
- は消火器(10型)